

改革加速のための総合対応策（抄）

I. 金融・産業の再生

1. 不良債権処理の加速策

我が国の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、まず、主要行の不良債権問題を解決する必要がある。平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るとともに、より強固な金融システムの構築を目指す。このため、主要行の資産査定を厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などの点について、以下に示す方針で行政を強化する。

(1) 新しい金融システムの枠組み

「『金融再生プログラム』1. 新しい金融システムの枠組み」中、以下の項目を参照。

- ・安心できる金融システムの構築
- ・平成16年度に向けた不良債権問題の終結

(2) 新しい金融行政の枠組み

「『金融再生プログラム』3. 新しい金融行政の枠組み4. 今後の対応」中、以下の項目を参照。

- ・資産査定を厳格化
- ・自己資本の充実
- ・ガバナンスの強化
- ・今後の対応

2. 産業・企業再生への早期対応

産業構造改革を更に進め、我が国企業の国際競争力を高めるため、不良債権処理を加速する過程において、経営資源を散逸させないよう、産業再編により過剰供給構造を是正するとともに、有効な経営資源を過剰な債務から早急に切り離すため、事業の早期再生を図る。また、創業・新規開業を促す環境整備を行うほか、産学官の研究開発等を一層活性化することにより、新規事業や新たな雇用機会を創出する。

(1) 整理回収機構（RCC）への不良債権売却の促進等

「『金融再生プログラム』2. 新しい企業再生の枠組み（2）RCCの一層の活用と企業再生」を参照。

(2) 産業再編・事業の早期再生

金融機関の不良債権処理の加速化に併せ、産業・金融一体となった対応を進めるため、企業・産業の再生を政府として強力に推進する。

②「産業再生機構（仮称）」の創設

- ・企業再生に取り組むための新たな機構（産業再生機構（仮称））を預金保険機構の下に整理回収機構（RCC）と並んで創設する。同機構は、「基本指針」に従い、金融機関において「要管理先」等に分類されている企業のうち、メインバンク・企業間で再建計画が合意されつつある等により当該機構が再生可能と判断する企業の債権を、企業の再生を念頭に置いた適正な時価で、原則として非メインの金融機関から買い取る。再建計画及び買取価格等の適正性を担保するため、機構内に有識者からなる「産業再生委員会（仮称）」を設ける。
- ・機構は、再生企業への追加融資や出資、信託、保証機能等を備える金融機関（株式会社形態かつ存続期間を設定）とする。機構の設立及び運営は、金融界や産業界に相当規模の専門家の派遣を要請するなど、可能な限り民間部門の人的・資金的な支援を得て行うとともに、政府として、関係省庁からの出向や機構の資金調達に対する政府保証の付与など、所要の人的・財政的支援を行う。
- ・機構とメインバンクで企業の債権の相当部分を保有し、強力に企業のリストラ・経営再建を推進する。企業再生策の作成は、メインバンクの情報、ノウハウ、資金（つなぎ資金、ニューマネー）、人材を最大限活用する。機構は、政府全体の協力を得て、業界内での再編なくして再生不能と考えられる企業について、機構内に集積された情報を踏まえ、「基本指針」に従い、産業の再編も視野に入れた企業の再生策を樹立・実行する。政策金融機関の出融資も活用する。

II. 経済活性化に向けた構造改革加速策

1. 持続的な経済社会の活性化のための税制改革の推進

(5) 金融・証券税制

株式に係る課税の簡素化や貯蓄から投資への改革のための金融・証券税制の大胆な見直しを行う。

2. 資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化

(1) 証券市場の構造改革の推進

誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立等を目指す「証券市場の改革促進プログラム（平成14年8月6日）」について、実施可能なものから迅速かつ着実に実施する。

- ・幅広い投資家の市場参加を促進するため、最低資本金の引下げや販売代理店制度の導入によって、証券会社を通じた販売チャネルの拡充等を行う。
- ・市場の公正性・透明性を確保するため、公認会計士制度の在り方の見直し（人

数の拡大と質の向上等) などにより、会計・監査の充実・強化を図る。また、有価証券報告書における「リスク情報」開示や上場企業の四半期開示など、各種ディスクロージャーを充実する。

・市場の安定性・効率性を向上させるため、適格機関投資家の範囲拡大により、私募債市場を整備する等の施策を講ずる。また、現在住宅金融公庫において行われている住宅ローン債権の証券化を推進し、住宅ローンの資産担保証券の円滑な流通を図る。

・厚みのある市場を整備するとともに、金融市場の活性化を図るため、日本政策投資銀行は、民間金融機関と連携して証券化の手法を活用する。

Ⅲ. セーフティ・ネットの拡充

1. 雇用対策の推進

(1) 不良債権処理の加速への対応

不良債権処理の加速に伴い、離職を余儀なくされる者に対する体系的な再就職支援等を行う。また、中央・地方レベルで、関係省庁等が参加する対策会議を開催する。

・再就職支援のための助成措置等の創設・見直し

一不良債権処理就業支援特別奨励金(仮称)を創設し、直接又はトライアル雇用を通じた就職等に対する支援を行う(緊急雇用創出特別基金の活用)。

一労働移動支援助成金等の支給要件の緩和、雇用調整助成金の適用の特例措置を実施する。

・ハローワーク等におけるキャリア・コンサルティング、職員等による出張相談等を実施する。また、離職予定者に在職中から無料の職業訓練を実施する。

2. 中小企業対策の推進

(1) 中小企業貸出に対する十分な配慮

(2) セーフティ・ネット貸付・保証の拡充

①政策金融の活用

政策金融を活用することにより、やる気と能力のある中小企業者への資金供給を円滑化し、中小企業のセーフティ・ネットに万全を期す。

・貸し渋り無担保融資制度の限度額を引き上げる(商工中金)。

・私的整理ガイドラインに沿って整理を行う者を事業再生支援融資制度(DIPファイナンス)の対象事業者に追加する(中小公庫・商工中金・沖縄公庫)。

・貸付債権がRCCに譲渡された中小企業者のうち、再生可能な者に対し融資を行う制度を創設する(中小公庫・商工中金・沖縄公庫)。中小公庫、商工中金、信用保証協会連合会、預金保険機構、RCC、金融庁、経済産業省等による再生可能な中小企業に対するファイナンス確保のための協議会を設置する。

- ・「産業再生機構（仮称）」を活用した企業再生についても、適切な措置を講ずる。
- ・小規模事業者の融資に係る第三者保証人要件を緩和する（国民生活公庫・沖縄公庫）。
- ・「貸し渋り・貸し剥し特別相談窓口」の設置（中小公庫・国民生活公庫・商工中金・沖縄公庫）。

②信用保証の拡充

信用保証協会によるセーフティ・ネット保証の拡充等を行うことにより、やる気と能力のある中小企業者への資金供給を円滑化する。

- ・新たに以下の中小企業者を信用保証制度の対象に追加し、セーフティ・ネット保証の拡充を行う（中小企業信用保険法の改正（臨時国会））。
 - －金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）に伴って借入れが減少している中小企業者。
 - －貸付債権がRCCに譲渡された中小企業者のうち再生可能な者。
- ・「産業再生機構（仮称）」を活用した企業再生についても、適切な措置を講ずる（再掲）。
- ・法的再建手続に入り、再生計画が認可された中小企業者等に対する事業再生保証制度（DIP保証）の創設（中小企業信用保険法の改正（臨時国会））。
- ・譲渡禁止特約解除の推進、手続の簡素化や制度の弾力的な運用により、売掛債権担保融資制度の一層の普及を図る。
- ・中小・中堅建設業者に対する資金供給の円滑化を図るため、下請セーフティネット債務保証事業の拡充等を行う。

3. 不良債権の集中的な処理が行われる間における政策金融の活用

政策金融については、不良債権の集中的な処理が行われる間においては、中小企業金融等金融の円滑化に万全を期すため、市場本来の機能が最大限発揮されるよう適切な配慮を行った上で、セーフティ・ネットの整備、企業再生、金融機能の再生・発展等に政策金融を積極的に活用する。この観点を含め、その在り方について、経済財政諮問会議において、「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」に沿って、引き続き検討を進め、年内に結論を得る。